

調整方針修正案の未提案分(第2回都市環境小委員会 / 23項目中23項目)

別紙3

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
1	08 建設	統合 (一本化)	1 現行の加入団体を(釧路市、釧路町に)一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	1 釧路市の加入してきた団体に新市として新たに参加する。	1の記述を修正	釧路町離脱による	建設	18	
	02 河川の状況	合併時		同左						
	01 河川管理									
	06 河川管理関係団体への加入									
2	08 建設	統合 (一本化)	1 他の収納業務との総合的な調整が必要であるが、新市においては釧路市で行っている委託方式をベースに、収納業務の効率化及び収納経費の節減を図る。	同左	同左			建設	25-18	
	04 公営住宅の状況	合併時		同左						
	01 市町村営住宅									
	03 収納									
3	08 建設	統合 (一本化)	1 6市町村のうち、釧路市単独の事業であり特に課題はないため、釧路市の制度に一本化する。	同左	1 釧路市が単独で実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述を修正	調整内容の表現を精査	建設	25-16	
	08 港湾の状況	合併時		同左						
	01 港湾整備									
	01 港湾指定									
4	09 都市計画	調整不要	1 都市計画法に基づく基礎調査結果による統計的資料であり、調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画		
	01 まちづくりの状況	調整不要		その他						
	02 土地利用									
	01 地目別土地利用									
5	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画		
	01 まちづくりの状況	調整不要		その他						
	02 土地利用									
	02 都市計画区域									
6	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画		
	01 まちづくりの状況	調整不要		その他						
	02 土地利用									
	03 用途地域									

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目	方針 時期	調整内容	方針	調整内容				
	中項目			その他					
	小項目			時期					
細項目									
7	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であるが、現状においては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画	
	01 まちづくりの状況								
	02 土地利用								
	04 特別用途地区								
8	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画	
	01 まちづくりの状況								
	02 土地利用								
	05 防火地域・準防火地域								
9	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画	
	01 まちづくりの状況								
	02 土地利用								
	06 臨港地区								
10	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画	
	01 まちづくりの状況								
	02 土地利用								
	07 駐車場整備地区								
11	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画	
	01 まちづくりの状況								
	02 土地利用								
	08 地区計画								
12	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画	
	01 まちづくりの状況								
	03 都市施設								
	01 都市計画道路								

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目								
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容				
	小項目	時期		時期					
細項目									
13	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画	
	01 まちづくりの状況								
	03 都市施設								
	02 都市計画公園・緑地								
14	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画	
	01 まちづくりの状況								
	03 都市施設								
	03 都市計画下水道								
15	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画	
	01 まちづくりの状況								
	03 都市施設								
	04 その他都市施設								
16	09 都市計画	その他	1 現状において、対象となる事業はないことから、合併後の対応となる。	同左	同左			都市計画	25-17
	01 まちづくりの状況								
	04 市街地開発事業								
	01 市街地開発事業の計画決定・変更								
17	09 都市計画	統合 (一本化) 合併時	1 字名地番の改正に伴う登記・住所、所在の変更手続き作業・周知期間が必要である。 2 字名・地名への対応 (1) 共通…大字、字を廃止する。 (2) 釧路市… 市現行のとおり (3) 釧路町… 市別保1丁目1番地のように釧路町の名称は残さない。 (4) 阿寒町、鶴居村、白糖町、音別町…基本的に旧町名を残すが、必要に応じて調整できるものとする。 <事例> 市阿寒中央町、 市阿寒湖温泉 市鶴居市街西通り、 市上幌呂 市白糖西1条北1丁目、 市庶路 市音別朝日1丁目 3 釧路市と釧路町間に存在する同一呼び名の対応 釧路市北斗、釧路町北都については、合併後更に検討する。	同左 同左	1 大字、字を廃止する。 2 新市名が旧市町名になった場合、当該自治体は現行どおりとする。 3 新市名が旧市町名と異なる場合、旧市町名を残すが、必要に応じて調整できるものとする。 <事例> 市釧路黒金町7丁目 市阿寒中央2丁目、 市阿寒湖温泉 市白糖西1条北1丁目 市音別朝日1丁目	調整内容を全文修正	釧路町、鶴居村の離脱による修正と合わせ、「現行のとおり」としていた釧路市の取扱いなどを再整理	総務	21
	01 まちづくりの状況								
	08 町名・住居表示								
	01 字名・町名								

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目	方針	調整内容	方針	調整内容				
	中項目			時期					
	小項目			時期					
細項目	時期	調整内容	方針	調整内容					
18	09 都市計画	統合 (同一内容)	1 現況を踏まえ統合する。	同左	同左			都市計画	25-17
	01 まちづくりの状況			同左					
	08 町名・住居表示	合併時		同左					
	02 住居表示の現況			同左					
19	09 都市計画	統合 (一本化)	1 図面サイズや販売方法等の相違について、3年程度で調整を図り一本化する。	同左	同左			都市計画	25-17
	01 まちづくりの状況			同左					
	09 その他都市計画関連事項	経過措置 3年程度		同左					
	02 都市計画図等の作成・頒布			同左					
20	09 都市計画	統合 (一本化)	1 下水道施設・水道施設等への利活用の拡大等を考慮し、3年程度で一本化を図る。	同左	同左			都市計画	25-17
	01 まちづくりの状況			同左					
	09 その他都市計画関連事項	経過措置 3年程度		同左					
	03 都市計画現況図数値化事業			同左					
21	09 都市計画	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	統合 (一本化)	1 釧路市の事業を新市に引き継ぐ。	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正	とも、釧路町離脱により、釧路市のみ事業に一本化となるため	都市計画	19
	03 公園・緑化の状況			同左					
	01 公園	合併時		同左					
	03 有料公園施設			同左					
22	09 都市計画	統合 (一本化)	1 維持管理に関わる委託先等については、各自治体の実情に合わせた体制が取られていることから、合併後3年程度の経過措置を設け、現行の管理委託先の状況を見て検討する。	同左	同左			都市計画	25-17
	03 公園・緑化の状況			同左					
	02 緑化	経過措置 3年程度		同左					
	01 街路樹の維持管理			同左					

通番	6市町村協議			4市町協議			変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目	方針	調整内容	方針	調整内容					
	中項目			時期						
	小項目			時期						
細項目	時期	調整内容	時期	調整内容						
23	10 下水道 02 下水道使用料等の状 況 01 使用料等 01 使用料	統合 (一本化) 経過措置 5年程度	1 釧路市の使用料体系とする。ただし、激変緩和として、段階的に補正し5年間で同一化を図る。(普及率については早期整備を図り、同一化を目指す。) 鶴居村については、整備手法が異なることから現在の使用料を別途段階的に補正する。 新市の使用料体系は、釧路市の使用料体系に処理方式が異なる阿寒町の温泉水単価を加える。 2 消費税及び地方消費税(現行4% + 1% = 5%)については、合併時の税率で統一する。	同左 同左	1 釧路市の使用料体系とする。ただし、激変緩和として、段階的に補正し5年間で同一化を図る。(普及率については早期整備を図り、同一化を目指す。) なお、阿寒湖温泉地区の水道用途が営業用の利用者については、地域の持つ特殊性や下水道使用料同一化により使用料が極端に増加することなどに十分配慮しながら別途段階的に補正する。 2 新市の使用料体系は、釧路市の使用料体系に処理方式が異なる阿寒町の温泉水単価を加える。 3 消費税及び地方消費税(現行4% + 1% = 5%)については、合併時の税率で統一する。	1の記述中、「鶴居村については、~補正する。」を削除するとともに、阿寒湖温泉地区の取扱いを追加 1の記述の後段を2の記述へ分割 「2」を「3」に修正	については、鶴居村の離脱及び阿寒湖温泉地区の取扱いを明示するため については、の修正に連動して	上下水道	19	